

提出前に
チェック

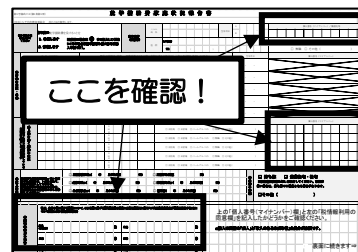


こんな書類不備が増えています！

申請した書類に間違いや漏れがあると、審査をすることができず、その状態が続くと、否認定となってしまふ場合もあります。ここでは、申請時に間違いが多いところを紹介しします。申請書を書き終わったら提出前に必ず確認をお願いします。



「マイナンバー欄」と「税情報利用の同意欄」を
同居の全員分記入していますか？



- ・ 「マイナンバー」と「税情報利用の同意欄」はセットで記入が必要です。
- ・ 特に世帯を別にして同居の祖父母や、扶養に入っている配偶者分の記入漏れが多くなっています。申請者だけでなく、原則全員分記入が必要です（収入のない未成年者【18歳未満】は記入不要）。

〈不備があるとどうなるの？〉

不備が整わないと審査をすることができません。特に税情報利用の同意欄は、本人が自分で書く欄のため、未記入の場合は教育委員会に来庁して追記するか、申請書自体を書き直して郵送する必要があります。提出前に記入が必要な人全員分が記入されているかを確認してください。



「マイナンバーの確認書類」を準備していますか？



- ・ 「番号確認」と「身元確認」の2つの確認が必要です。ご自身に必要な書類を申請書のうら面で確認してください。持参の場合は窓口で提示、郵送の場合はコピーを添付してください。

〈不備があるとどうなるの？〉

不備が整わないと審査をすることができません。足りない書類は改めて郵送・持参が必要です。特に引っ越しや結婚・離婚などで「通知カードに書いてある情報」と「現状の情報」が違う場合は、戸籍住民課でマイナンバー付きの住民票を取得する必要があります。通知カードの方は、お手持ちのカードの情報をご確認ください。



「確定申告・年末調整」の手続きをお忘れなく！



- 審査時に税の情報が確認できないと審査をすることができません。
- 申請者だけでなく同居の全員分（収入のない未成年者を除く）が必要です。
- 前年中に収入がない人は、確定申告の必要はありませんが、収入のないことを証明するため、市役所の市民税課で申告が必要な場合があります。

〈不備があるとどうなるの？〉

不備が整わないと審査をすることができません。

また、前年分の所得額が確定し、審査を行えるようになる6月中旬に初めて状況が発覚するため、それから確定申告を行った場合は1回目の支給に間に合わない場合があります。



「賃貸契約書・児童扶養手当証書」の コピーをお忘れなく！



- 家を借りている人は賃貸契約書のコピーを、ひとり親の児童扶養手当を受けている人は証書のコピーを、遺族年金などを受け取っている人は年間の受取額が分かるもののコピーをそれぞれ添付してください。
- 特に賃貸契約書は有効期限内のものか確認してください。賃貸期間が切れている場合は不備となります。
- 委員会の中にはコピー機がありません。窓口で申請を希望する場合は、事前に必要書類をコピーをしてから来庁をお願いします。

〈不備があるとどうなるの？〉

提出がない場合は、審査自体は行えますが、それぞれ厳しい基準での審査となります。提出のできない理由のある方は、事前にご相談ください。

お問い合わせは教育委員会学務課 ☎047-481-0302 へ

郵送は〒276-0045 大和田138-2 学務課就学援助担当へ